

妊娠したら・・・

草津市では、安心して出産を迎えていただくために、様々な支援を行っています。
支援の内容についてわからないことがあれば、各担当窓口までお問合せください。



主な制度や事業

名称	内容	担当部署	備考
親子(母子)健康手帳の発行	医療機関で妊娠が確定したら、妊娠届出をしていただき、親子(母子)健康手帳を発行します。その際、保健師または助産師が、ご体調や今後の生活などについて相談をお受けします。 親子(母子)健康手帳は、お母さんとお子さんの健康状態を記入します。妊産婦健診やお子さんの乳幼児健診、予防接種の際に必要です。	子育て相談センター	—
母子健康手帳別冊の発行 (妊産婦健康診査、新生児聴覚検査および1か月児健康診査)	妊婦健診の費用助成および、新生児聴覚検査、産後2週間、産後1か月の産婦健診および1か月児健康診査の費用助成を受けるための受診券を発行します。(限度額を超える分は自己負担となります)		県外の医療機関を受診する場合は手続きが必要です。
妊娠判定費用の助成	市販の妊娠判定薬で陽性を確認した方で、住民税非課税、生活保護世帯に属する方、またはこれと同等の所得水準と認められる世帯に属する方に、初回の妊娠判定に要する保険外診療に要した費用を上限10,000円まで助成します。助成対象者の要件や申請期限がありますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。		—
妊婦支援給付金の支給	妊娠届出後に妊婦1人あたり5万円の支給、産後に妊娠していたこどもの人数×5万円の支給があります。それぞれ手続きが必要です。		—
妊娠後期アンケート・電話面談	妊娠6～7か月ごろに案内を送付しますので二次元コードからアンケートにご回答ください。その後、妊娠中に助産師や保健師から電話をしますので困っていることや心配なことがあればご相談ください。		—
おとなの風しん予防接種費用の助成	妊娠したら、風しん抗体検査を受けましょう。滋賀県の風しん抗体検査や妊婦健診における抗体検査を受けた結果抗体価が低く風しん予防接種を受けた人に、予防接種費用の助成を実施しています。助成対象者の要件や申請期限がありますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。	①子育て相談センター ②健康増進課	—
RSウイルス感染症の定期予防接種 (母子免疫ワクチン)	令和8年4月から定期接種となりました。妊婦が接種すると、母体内で作られた抗体が胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から病原体に対する予防効果を得ることができ、RSウイルスを原因とする気管支炎や肺炎などの下気道疾患を予防します。		①妊婦の方への相談や啓発に関すること等 ②4市(草津・栗東・守山・野洲市)以外での接種に関すること等
妊婦歯科健康診査	妊娠中1人1回、妊婦歯科健康診査実施歯科医療機関にて、無料で健診を受けることができます。妊婦歯科健康診査実施歯科医療機関へ直接予約をして受診してください。	健康増進課	—
多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業	多胎児を妊娠したときから、こどもが3歳になる前日まで、日中支援者がいない家庭に、家事・育児を支援するホームヘルパーを派遣します。	こども家庭若者課	事前に相談・申請が必要です。

問合せ 子育て相談センター (TEL)561-2339/2331 (FAX)561-2491
 健康増進課 (TEL)561-2323 (FAX)561-0180
 こども家庭若者課 (TEL)561-2364 (FAX)561-6780